

番 号 : 150089

国 名 : ミャンマー

担当部署 : 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名 : 郵便サービス能力向上プロジェクト詳細計画策定調査及びベースライン調査(郵便実務)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 郵便実務
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月下旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.00 M/M、現地 2.47 M/M、合計 3.47 M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日
  - 第一次現地業務期間 11日
  - 第一次国内業務期間 6日
  - 第二次現地業務期間 21日
  - 第二次国内業務期間 3日
  - 第三次現地業務期間 21日
  - 第三次国内業務期間 1日
  - 第四次現地業務期間 21日
  - 帰国後整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月1日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - ①業務実施の基本方針 20点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 10点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
  - ①類似業務の経験 40点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③語学力 16点
  - ④その他学位、資格等 6点

(計100点)

類似業務	日本の郵便に関する業務、サービス、制度に係る各種業務
対象国/類似地域	ミャンマー/全世界

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ミャンマー国通信情報・技術省ミャンマー郵電公社（以下、「MPT」という。）は、安価な料金でミャンマー全国で提供される郵便サービスを扱う唯一の公的事業体である。今後、国土全域に物流・情報・金融ネットワークの拡大を加速させ、国土の均衡ある発展や国民の生活向上を図っていくためには、MPTの郵便サービスが全国において迅速・確実に提供される必要がある。

また、ミャンマーにおいては経済が急速に発展しており、今後さらなる成長が見込まれる。こうした中、経済活動の活性化及び電子商取引の増加に伴い各種ビジネス文書の送達サービスや、小型物品の物流サービスの拡大が想定され、MPTが提供する郵便サービスには物流・通信面からの経済活動の促進が期待されている。

しかしながら、現在のMPTにおいては、郵便配送ネットワークが十分に成熟していないため、送達遅延や郵便事故（誤配、紛失、汚破損等）が発生しており、円滑な物流による経済活動の活性化の阻害要因となっている。このような状況の下、MPTは、郵便物の送達速度、送達率、送達品質の改善を通じて、効率的な物流体制の構築を目指し、わが国に対し、技術協力プロジェクト（以下、「プロジェクト」という）の実施を要請しました。

MPTに対しては、我が国総務省が2014年4月から2015年3月までの予定で、郵便局改善モデルの構築（配送ネットワークの効率化及び窓口業務の改善に向けた調査・提言）等を行っている。本プロジェクトに関する要請では、上記改善モデルを活用しつつ、ヤンゴン、ネピドー、マンダレーの三都市の郵便局（全188ヶ所）における、郵便サービスの信頼性の回復を目標として、郵便の送達速度、送達率、送達品質を改善するために、都市間の輸送幹線の改善、集配達業務の改善、郵便局社内での仕分け作業等の改善の活動が想定される。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの実施に向けて、要請背景の確認、関連情報の収集を行った上で、MPTとプロジェクトの協力の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間 実施体制、投入）について協議し、プロジェクト実施に関する合意文書（M/M）の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とする。加えて、本業務従事者は、本プロジェクトの円滑な立ち上げのために、プロジェクト開始後に必要となる各種データを収集することを目的としたベースライン現地調査を行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。あわせて、プロジェクト開始後に必要となる各種データを収集することを目的として、三次にわたる現地調査を単独で実施する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2015年4月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、ミャンマー側関係機関（MPT等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ② プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

- ④ミャンマー事務所を通じ関係機関に質問票を配布・回収し、情報を分析・整理する。
- (2) 第一次現地調査期間 (2015年5月中旬)
- ①JICAミャンマー事務所等との打合せに参加する。
  - ②ミャンマー側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
  - ③質問票で得られなかった情報について、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
    - ・国家開発計画と郵便分野の政策について情報を収集、整理する。
    - ・郵便分野における関係機関に係る情報 (政策・計画、予算、人員、組織運営体制、所掌業務、実施中のプロジェクト等) について情報を収集し整理する。
    - ・総務省事業の報告を参照しつつ、郵便物の収集・仕分け・配達等、郵便局レベルでの作業について、現状を確認し、要請内容の確認を行う。
  - ④PDM案、PO案、R/D (Record of Discussions) 案及び合意文書 (Minutes of Meeting) の作成に協力する。
  - ⑤担当分野について現地調査結果をJICAミャンマー事務所等に報告する。
- (3) 第一次国内作業期間 (2015年5月下旬から6月上旬)
- ①事業事前評価表 (案) の作成に協力を行う。
  - ②PDM案、PO案、R/D (Record of Discussions) 案のとりまとめに協力する。
  - ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野について調査結果を報告する。
  - ④詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) の担当分野関連部分を作成するとともに、評価分析団員が行う報告書 (案) 全体の取りまとめに協力する。
  - ⑤第一次調査で合意されたPDM (案) のうち、各指標のベースラインデータ取得のための計画 (案) 及び調査マニュアル (案) を作成する。
  - ⑥担当分野に係る第二次から第四次までの現地調査業務実施計画書 (和文、英文) を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。
- (4) 第二次現地調査期間 (2015年6月中旬から6月下旬まで)
- ①第二次から第四次までの現地調査の計画について、JICAミャンマー事務所及びMPT関係者等に説明する。
  - ②PDM (案) の各指標のベースラインデータ取得方法について、MPT関係者に説明し、実施の合意を得る。
  - ③ベースライン調査 (サンプル調査) を行う郵便局で使用する調査マニュアルを、MPT関係者と共同で作成し、MPTの承認を得る。
  - ④プロジェクト実施に必要となる各種データ (各郵便局の人員体制、郵便取扱量等) を追加収集する。
  - ⑤総務省事業による改善モデルの定着状況を把握する。
  - ⑥第二次現地調査結果をMPT関係者等に報告する。
- (5) 第二次国内作業期間 (2015年7月上旬から7月中旬まで)
- ①第二次現地業務結果及び第三次現地派遣期間の活動について、社会基盤・平和構築部に報告・協議する。
  - ②ベースライン調査実施のための研修ツールを作成する。
- (6) 第三次現地調査期間 (2015年7月下旬から8月中旬まで)
- ①ベースライン調査を実施する郵便局において、調査担当者に対して調査方法に関する研修を行う。
  - ②MPT (郵便局を含む) のベースライン調査実施を実施する。
  - ③プロジェクト実施に必要となる各種データ (各郵便局の人員体制、郵便取扱量等) を追加収集する。

- ④総務省事業による改善モデルの定着状況を把握する。
  - ⑤第三次現地調査結果をMPT関係者等に報告する。
- (7) 第三次国内作業期間 (2015年7月上旬から7月中旬まで)
- ①第三次現地業務結果及び第四次現地派遣期間の活動について、社会基盤・平和構築部に報告・協議する。
- (8) 第四次現地調査期間 (2015年9月下旬から10月中旬まで)
- ①ベースライン調査の結果取りまとめる。
  - ②ベースライン調査報告書 (英文) を作成する。
  - ③プロジェクト実施に必要となる各種データ (各郵便局の人員体制、郵便取扱量等) を追加収集する。
  - ④総務省事業による改善モデルの定着状況を把握する。
  - ⑤第三次現地調査結果をMPT関係者及びJICAミャンマー事務所等に報告する。
- (9) 帰国後整理期間 (2015年10月下旬から11月上旬まで)
- ①ベースライン調査報告書 (和文) を取りまとめる。
  - ②全期間の調査結果、本技術協力プロジェクト実施に向けての提言等を業務完了報告書 (和文) に取りまとめ、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。

## 8. 成果品等

本業務の各段階で作成する報告書等は以下のとおり。このうち、(3)の業務完了報告書を最終成果品とする。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) (電子データ)
- (2) ベースライン調査報告書 (和文、英文) (電子データ)
- (3) 業務完了報告書 (電子データ、和文3部)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、JICAより別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。
- (2) 直接人件費月額単価  
直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。  
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

各現地派遣期間は以下の日程を予定していますが、第二次現地調査以降は業務の進捗によりある程度の日程調整は可能です。いずれの現地調査においても、ネピドー、ヤンゴン、マンダレーの三都市での調査を予定しています。

- ・ 第一次現地調査：2015年5月11日から同年5月21日まで (11日間)  
以下、②に記載する調査団員と同行。
- ・ 第二次現地調査：2015年6月中旬から同年6月下旬まで (21日間)

- ・第三次現地調査：2015年7月下旬から同年8月中旬まで（21日間）
- ・第四次現地調査：2015年9月下旬から同年10月中旬まで（21日間）  
単独で調査実施

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- (ア) 総括（JICA）
- (イ) 協力企画（JICA）
- (ウ) 郵便政策（総務省）
- (エ) 郵便実務（本業務従事者）
- (オ) 評価分析（別途調達の業務従事者）

③便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
あり
- エ) 通訳備上  
あり
- オ) 現地日程のアレンジ  
第一次現地調査の全日程及び第二次現地調査の当初についてはJICAミャンマー事務所が調整します。第二次現地調査及び以降の現地調査の詳細日程については、本業務従事者が現地で調整してください。
- カ) 執務スペースの提供  
なし
- キ) ビザ取得及び国内移動許可  
現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出およびミャンマー国内の移動許可にかかる手続きはJICAにて支援します。

- (2) 参考資料  
特になし

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②プロポーザルの作成に際し、第二次から第四次までの現地調査の実施方針及び本業務従事者のバックアップ体制については詳細な記述をお願いします。

以 上